

5 環境モニタリング調査結果一覧(令和元年度)

(1) 大気汚染調査

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化窒素 (ppm)	第三保育所	夏	0.029	0.012	0.1~0.2 以下	0.04~0.06 のゾーン又 はそれ以下
		冬	0.028	0.011		
		2季平均	0.029	※		
	県道路公社	夏	0.035	0.013		
		冬	0.026	0.013		
		2季平均	0.031	※		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化硫黄 (ppm)	第三保育所	夏	0.002	0.001	0.1以下	0.04以下
		冬	0.003	0.002		
		2季平均	0.003	※		
	県道路公社	夏	0.002	0.002		
		冬	0.002	0.001		
		2季平均	0.002	※		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	第三保育所	夏	0.026	0.016	0.2以下	0.1以下
		冬	0.015	0.006		
		2季平均	0.021	※		
	県道路公社	夏	0.032	0.017		
		冬	0.018	0.005		
		2季平均	0.025	※		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	日平均値	評価値
塩化水素 (ppm)	第三保育所	夏	< 0.001	0.02以下
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	
	県道路公社	夏	< 0.001	
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	

測定項目	調査地点	時期	測定値	評価値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	第三保育所	夏	0.0096	0.6以下 (年平均値)
		冬	0.032	
		2季平均	0.021	
	県道路公社	夏	0.0092	
		冬	0.039	
		2季平均	0.024	

「※」印は二重測定

○実施時期 夏 : 令和元年7月11日~7月18日

冬 : 令和2年1月9日~1月16日

○「<」は、検出下限値未満

(2) 騒音調査

時間区分		騒音レベル(dB)		規制基準
		総合騒	工場騒	
昼間	10:00～19:00	65～67	50～59	55(50)
夕	19:00～22:00	63～65	47～52	50(45)
夜間	22:00～06:00	48～62	40～52	45(40)
朝	06:00～08:00	66～68	50～56	50(45)
昼間	08:00～10:00	66～68	51～57	55(50)

○実施日 令和2年1月9日～10日

○騒音規制法第5条に基づく測定

○規制基準は、騒音規制法に基づく第二種区域の基準、またカッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(3) 振動調査

時間区分		振動レベル(dB)	規制基準
昼間	10:00～19:00	30～46	60(55)
夜間	19:00～08:00	28～33	55(50)
昼間	08:00～10:00	32～46	60(55)

○実施日 令和2年1月9日～10日

○振動規制法第5条に基づく測定

○規制基準は振動規制法に基づく第一種区域の基準
カッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(4) 悪臭調査

対象項目	調査地点		規制基準
	風上	風下	
アンモニア	0.06	< 0.05	—
メチルメルカプタン	< 0.0005	< 0.0005	—
硫化水素	< 0.0005	< 0.0005	—
硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
二硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
トリメチルアミン	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド	0.0008	0.0010	—
プロピオンアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブタノール	< 0.01	< 0.01	—
酢酸エチル	< 0.01	< 0.01	—
メチルイソブチルケトン	< 0.01	< 0.01	—
トルエン	< 0.01	< 0.01	—
スチレン	< 0.01	< 0.01	—
キシレン	< 0.01	< 0.01	—
プロピオン酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル酪酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
イソ吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
臭気指数(濃度)	< 10	< 10	15

○実施日 令和元年7月11日

○「<」は、検出下限値未満

○悪臭防止法第7条に基づく測定

○規制基準は、悪臭防止法に基づくA区域の基準